（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：出版用教材として複製又は翻訳及び複製

金額の単位：円

No.	題号	著作者名	裁定を申請する著作物					利用方法（複製・翻訳・譲渡）			原文の利用			翻訳利用			使用料率を適用した場合の合計：(c)＝(a)＋(b)	(c)もしくは1,000円のいずれか高い額	補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（高校入試英語問題の区分）					利用する教材											
			学校名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別	利用する教材名	本体価格（税抜）	製作部数	使用料率	使用ページ／総ページ	使用料：(a)	使用料率	使用ページ／総ページ	使用料：(b)			
1	不明	不明	法政大学	1981	02／15、法	1－4	英文	早稲田・慶應・上智　直前講習　英語長文　正解を迷いなく選ぶ８の方法	1,100	20,000	5％	0.25／184	1,494	2.5％	0.25／184	747	2,241	2,241	2,420
2	不明	不明	上智大学	1996	02／10、法、神	8	英文	早稲田・慶應・上智　直前講習　英語長文　正解を迷いなく選ぶ８の方法	1,100	20,000	5％	0.5／184	2,989	2.5％	0.5／184	1,494	4,483	4,483	4,841
3	不明	不明	東京経済大学	2006	02／10	5(B)	英文	早稲田・慶應・上智　直前講習　英語長文　正解を迷いなく選ぶ８の方法	1,100	20,000	5％	0.25／184	1,494	2.5％	0.25／184	747	2,241	2,241	2,420
4	不明	不明	日本大学	2005	02／13、経済	2	英文	早稲田・慶應・上智　直前講習　英語長文　正解を迷いなく選ぶ８の方法	1,100	20,000	5％	2.25／184	13,451	2.5％	1／184	2,989	16,440	16,440	17,755
																		計	27,436

○文化庁告示第五十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第二項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「まあるいたまご」　不明　左記三①の利用については九、三九六円、左記三②の利用については制作部数に応じ別表のとおり

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄二）

三　利用方法

①　書籍において、〇〇〇部複製し、九〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

②　①に加え、必要に応じて五〇〇部を単位として追加で複製し、九〇〇円（税抜き）で公衆に譲渡する。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：書籍として複製し、公衆に譲渡

No.	題号	著作者名	著作物の種類	歌詞・楽曲の別	利用方法（複製・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）	追加複製にかかる補償金の額（税込・単位：円）			
					利用する書籍名	制作部数	価格（円）		500部まで	1,000部まで	2,500部まで	5,000部まで
1	まあるいたまご	不明	音楽	歌詞・楽曲	絵本　「まあるいたまご」	6,000	900	9,396	2,268	2,592	2,808	5,616